

改正

平成18年2月23日教育委員会告示第8号

平成20年11月4日教育委員会告示第29号

平成21年6月30日教育委員会告示第13号

平成26年3月14日教育委員会告示第4号

清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施に資するため、清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う援助（以下「就学援助」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法第16条に規定する者をいう。
- (2) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する者をいう。
- (3) 準要保護者 教育委員会において、前号に規定する者に準ずる程度に困窮していると認める者をいう。

(援助対象者)

第3条 就学援助を受けることのできる保護者は、清須市学校設置条例（平成17年清須市条例第72号）に規定する学校に在籍する児童及び生徒の要保護者及び準要保護者とする。ただし、当該児童及び生徒を対象として本市以外の市町村から就学援助を受けていない要保護者及び準要保護者とする。

(援助の内容等)

第4条 就学援助の内容、支給額及び時期等は、教育委員会が別に定める。

(援助の申請)

第5条 就学援助を受けようとする保護者は、就学援助費支給申請書（第1号様式）に、委任状（第2号様式）その他教育委員会が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

(援助の認定等)

第6条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、就学援助費申請者審査状況一覧表（第3号様式）を作成し、申請者の児童又は生徒が在学する学校の長（以下「校長」という。）に送付するものとする。この場合において、校長は、申請状況を確認し、認定に際して参考意見を述べることができる。

2 教育委員会は、就学援助費支給の認定の可否を決定したときは、就学援助費支給認定（不認定）通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（援助の方法）

第7条 援助費の支給は、保護者又は保護者の委任を受けた校長に対して行うものとする。

（届出義務）

第8条 就学援助の認定を受けた者は、就学援助費申請時の収入、居住地及び世帯構成等について異動を生じた場合は、遅滞なく異動届（第5号様式）を教育委員会に届け出なければならない。

（年度中途の認定及び取消し）

第9条 転入学者又は災害等により年度の中途において就学援助の認定を必要とする者については、第4条、第5条及び第6条の例により、その都度速やかに追加認定等を行うものとする。また、年度中途において転出又は死亡等により援助を必要としなくなった場合は、認定を取り消すものとする。

2 前項の規定により、年度中途の認定又は取消しを受けた者の支給額は、別に定める。

（書類の整理保存）

第10条 教育委員会は、就学援助に伴う証拠書類その他の関係書類を、正確に処理し、整理保存しておかなければならない。

2 前項に規定する書類は、当該就学援助の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（雑則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年7月7日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町就学援助費事務取扱要綱（平成6年西枇杷島町教育委員会要綱第2号）、清洲町就学援助費事務取扱要綱（平成6年清洲町教育委員会

告示第2号)又は新川町小中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する規則(平成7年新川町教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

- 3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町就学援助費事務取扱要綱(平成6年春日町教育委員会告示第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年2月23日教育委員会告示第8号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月4日教育委員会告示第29号)

この告示は、平成20年11月4日から施行し、平成20年11月1日から適用する。

附 則(平成21年6月30日教育委員会告示第13号)

この告示は、平成21年6月3日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日教育委員会告示第4号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

第2号様式(第5条関係)

第3号様式(第6条関係)

第4号様式(第6条関係)

第5号様式(第8条関係)